# 入　札　説　明　書

令和８年札幌市告示第4055号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　令和８年10月28日
２　契約担当部局　〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
　　札幌市保健福祉局総務部保護課　電話011-211-2992
　　メールアドレス　seikatsuhogo@city.sapporo.jp
３　入札に付する事項
　⑴　調達名称
　　緊急一時宿泊（シェルター）事業
　⑵　調達案件の仕様等
　　仕様書による。
　⑶　履行期間
　　令和８年12月１日から令和９年３月31日まで
　⑷　作業場所
　　仕様書による。
　⑸　入札の方法
　　単価（１人１泊）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
　　なお、契約金額については、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の相当額として当該入札記載額の10％相当額を加算した額とする。（なお、契約月額の算定に際し、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）
４　入札参加資格
　⑴　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
　⑵　令和８年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」の中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。
　⑶　旅館業法に基づき、「旅館・ホテル営業」を営むことを札幌市保健所長に認められている者であること。
　⑷　札幌市内に宿泊施設を有し、その宿泊施設にて、以下の条件を満たしたうえで本事業を実施できる者であること。なお、本事業の実施にあたり、活用する宿泊施設を複数とすることは認めない。
　　ア　少なくとも１名の本業務従事者が宿泊施設に常駐すること。
　　イ　10部屋以上の客室数（間仕切り等は認めない）を有すること。
　　ウ　客室の鍵の適切な受け渡しと利用者等の出入り状況の確認等ができる玄関帳場（フロント）設備を有すること。
　　エ　風呂・トイレを有すること（共用設備の場合、男女別に区分けされている場合のみ認める）。
　　オ　施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。

⑸　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
⑹　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
⑺　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5　入札書の提出方法等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、問い合わせ先　上記２ に同じ。
なお、契約条項は上記２の場所で交付するほか、下記ＵＲＬにおいてもダウンロードできる。
（掲載先　http://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/nyusatu/keiyaku-ippan.html）

⑵　入札書受領期限、開札の日時及び場所
入札書受領期限
令和８年11月９日（月）10時00分まで（送付の場合は必着のこと。）
開札の日時及び場所
令和８年11月９日（月）11時00分
札幌市中央区北１条西２丁目　３階北　保護課執務室

⑶　入札書の提出方法
ア　入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年10月９日11時00分開札（緊急一時宿泊（シェルター）事業）の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和７年10月９日11時00分開札（緊急一時宿泊（シェルター）事業の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに入札者の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。なお、電子メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑷　本件の仕様等に対する質問
ア　質問の提出方法
別添「質問書」により書面による持参、送付又はEメールにより提出すること。なお、ファクシミリは不可とする。
イ　質問の提出先及び提出期限
上記２の契約担当部局へ、上記１の告示日から令和８年11月２日（月）17時までに提出すること（持参による場合は、札幌市役所の閉庁日を除く各日9時00分から17 時00分まで）。
ウ　質問に対する回答
質問者に対しては、Eメールにより回答する。なお、質問に対する回答書は、令和８年11月５日（木）17時00分までに札幌市保健福祉局ホームページ（５⑴に掲げるURL）に掲載する。

⑸　入札の無効
本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第

８項各号の一に該当する入札 は無効とする。

⑹　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

⑺　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。） をしておくとともに、入札時に代理委任状 を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

⑻　開札

ア　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わせない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類，身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

カ　入札結果については、原則として令和８年11月17日（火）17時までに、本市保健福祉局インターネットホームページに掲載する。

６　入札説明書等の質問

⑴　入札説明書、仕様書等に関する質問の受付

ア 質問の提出期限 令和８年11月２日（月）17時00分

イ 質問の提出場所 上記２に同じ。

ウ 質問の提出方法 書面に質問事項を簡潔にまとめ、当該書面を持参、送付、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

エ 質問に対する回答 質問に対する回答については、令和７年11月５日（木）以降、上記２の場所　にて閲覧に供するとともに、上記５（１）なお書きに掲げるＵＲＬのホームページに掲載する。

７　その他

⑴ 入札保証金　　免除

⑵ 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保

証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、「旅館業法に基づき、「旅館・ホテル営業」を営むことを札幌市保健所長に認められている者であることを証明するものの写し」を添付して、上記５⑵に揚げる期限までに、入札書とは別に提出しなければならない。また、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑷　落札者の決定方法

ア　札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札をした者が、２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

⑸　落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑹　免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

⑺　契約書の作成

ア　一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑻　契約書（案）

別紙「契約書（案）」のとおり